

## 【意見を募集します】 公共下水道事業計画(素案)

この計画案は、都市計画法および下水道法の規定により定めるものです。長期的・総合的視点に立って汚水を適正に処理するために、公共下水道として整備すべき全体計画区域と、今後、約7年間で整備可能となる事業認可区域等を示したものです。

ぜひ閲覧いただき、市民のみなさんのご意見をお聞かせください。

募集期間

11月17日(月)

～12月16日(火)

### ●意見を提出できる人

- 市内に住所がある人
- 市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体
- 市内の事務所または事業所に勤務する人
- 市内の学校に通学する人

### ●計画の閲覧場所

市役所別館2階下水道課、総合事務所地域行政課、南支所、埴生支所、厚陽出張所で閲覧できます。

※市ホームページにも掲載しています。

### ●意見の提出方法

郵送、FAX、持参またはE-mailで提出してください。(口頭および電話での受付はいたしません。)また、書面の様式は任意としますが、住所、氏名(ふりがな)または団体の名称、代表者氏名、事務所の

所在地および電話番号を明記してください。(住所・氏名等が公表されることはありません。)

### ●意見等の公表

いただいた意見等については、内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみを記した意見、当該計画等に内容が合致しない意見、住所・氏名等を記していない意見などは、公表しないものとします。なお、類似の意見は、まとめて公表することがあります。また、提出された意見等に対する個別の回答はいたしません。

### ●問い合わせ・意見の提出先

〒756-8601  
山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
下水道課 (☎ 82-1165 / FAX 84-7129)  
E-mail: gesui@city.sanyo-onoda.lg.jp

### ※市民のみなさまへ

平成21年度から「下水道事業受益者負担金前納報奨金制度」を廃止します。皆様のご理解をお願いします。

## ◆◆水曜日の窓口サービス延長時間のご利用を◆◆

市役所では毎週水曜日、市民課、税務課の証明書発行および税の収納窓口業務を午後7時まで延長しています。ぜひ、ご利用ください。(※転入・転出事務等、証明書発行以外の事務は行っていません。)

なお、同時間帯に試行として1年間以上実施してきた「その他の公金の収納業務」(右記)につきましても、利用者が非常に少ないことなどから、11月末をもって取りやめることにしました。皆様のご理解をお願いします。

### ●その他の公金の収納業務

- ・介護保険料 ・国民健康保険料 ・公営住宅使用料
- ・下水道使用料 ・その他、市税を除く公金

※上記の公金についても、事前にご連絡があれば担当課の職員が残って対応するなど、対応させていただきます。

◆問い合わせ先 秘書行革課 (☎ 82-1135)